

第7節 高齢者対策

1 高齢者対策

高齢者に対するサービスの主体は市町であり、県では市町の後方支援として、市町の実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。(関係法令：地域保健法 第6、8条)

当センターでは、地域づくり施策の一環として、高齢者のみならず母子、障害のある者

等への包括的支援体制の構築を推進するための研修会を下記のとおり計画したが、感染症流行期となったため開催を延期した。

令和3年度

月日・会場	内 容	参 加 者
<p>*次年度へ延期とした</p> <p>令和4年1月31日 (月) 13:30~16:30</p> <p>南加賀保健福祉センター</p>	<p>南加賀「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に関する情報交換会</p> <p>○実践報告 「地域共生社会の実現に向けた包括支援体制の取り組み」 報告者 管内市町からの事例紹介</p> <p>○講演会 演題「我が事として共通理解するために、 繋がりあうために～地域も、行政も～」 講師 坂井市健康福祉部福祉総務課 職員</p>	<p>管内市町関係課 管内地域包括支援センター 管内市町社会福祉協議会 他</p>